

決 定 要 旨

被 審 人（住所） 山口県
（氏名） A

上記被審人に対する令和元年度（判）第20号金融商品取引法違反審判事件について、金融商品取引法（以下「法」という。）第185条の6の規定により審判長審判官山下真、審判官美濃口真琴、同川嶋彩子から提出された決定案に基づき、法第185条の7第1項の規定により、下記のとおり決定する。

記

1 主文

被審人に対し、次のとおり課徴金を国庫に納付することを命ずる。

- (1) 納付すべき課徴金の額 金119万円
- (2) 課徴金の納付期限 令和2年1月29日

2 事実及び理由

課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実、法令の適用及び課徴金の計算の基礎は、別紙のとおりである。

被審人は、第1回の審判の期日前に、課徴金に係る法第178条第1項第14号に掲げる事実及び納付すべき課徴金の額を認める旨の答弁書を提出しており、上記事実が認められる。

令和元年11月28日

金融庁長官 遠藤 俊英

(別紙1)

1 課徴金に係る法第178条第1項各号に掲げる事実

法第178条第1項第14号に該当

被審人は、

- (1) 東京証券取引所JASDAQ市場（以下「東証JASDAQ市場」という。）に上場されている新都ホールディングス株式会社（以下「新都ホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月2日午前9時5分頃から同日午前9時19分頃までの間、東京都中央区日本橋兜町2番1号所在の株式会社東京証券取引所（以下「東京証券取引所」という。）において、B証券株式会社を介し、下値買い注文を大量に発注したうえで、高指値の買い注文を発注して株価を引き上げるなどの方法により、同株式合計30万8700株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計10万1300株を買い付ける一方、同株式合計12万1300株を売り付け、
- (2) 東京証券取引所市場第一部に上場されているダントーホールディングス株式会社（以下「ダントーホールディングス」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月17日午前9時0分頃から同日午後1時42分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計10万株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計7万株を買い付ける一方、同株式合計7万8000株を売り付け、
- (3) 東証JASDAQ市場に上場されている桂川電機株式会社（以下「桂川電機」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年10月25日午前9時0分頃から同日午後2時54分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社を介し、前記同様の方法により、同株式合計4万4000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万株を買い付ける一方、同株式合計4万5000株を売り付け、
- (4) 東京証券取引所市場第二部に上場されている児玉化学工業株式会社（以下「児玉化学工業」という。）の株式につき、同株式の売買を誘引する目的をもって、別表記載のとおり、平成29年9月12日午前10時13分頃から同日午後1時7分頃までの間、東京証券取引所において、B証券株式会社及びC証券株式会社を介し、下値買い注文を大量に発注するなどの方法により、同株式合計13万8000株の買付けの委託を行うとともに、同株式合計4万2000株を買い付ける一方、同株式合計6万2000株を売り付けたほか、上値売り注文を大量に発注するなどの方法により、同株式合計12万株の売付けの委託を行うとともに、同株式合計3万株を売り付ける一方、同株式合計3万株を買い付け、

もって、自己の計算において、新都ホールディングス、ダントーホールディングス、桂川電機及び児玉化学工業の各株式の売買が繁盛であると誤解させ、かつ、前記各市場における前記各株式の相場を変動させるべき一連の売買及び委託をしたものである。

2 法令の適用

法第174条の2第1項、第8項、第9項、第159条第2項第1号、第176条第2項、金融商品取引法施行令第33条の13第1号

3 課徴金の計算の基礎

別表の各違反行為に係る課徴金の額の計算の基礎は以下のとおりである。

- (1) 法第174条の2第1項の規定により、当該違反行為に係る課徴金の額は、
 - ① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額
及び
 - ② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等又は買付け等の数量が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等又は売付け等の数量を超える場合、当該超える数量に係る有価証券の売付け等の価額から当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の買付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最低の価格のうち最も低い価格に当該超える数量を乗じて得た額を控除した額、又は当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格に当該超える数量を乗じて得た額から当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額の合計額として算定。
- (2) 上記(1)で算定された課徴金の額につき、法第176条第2項の規定により1万円未満の端数を切り捨てて算定。
- (3) 上記(2)によりそれぞれ算定した額を合計し、課徴金の額とする。

以上につき、別紙2のとおり。

(別表)

違反行為状況

1. 新都ホールディングス株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年10月2日 午前9時5分43秒 ~ 平成29年10月2日 午前9時19分53秒	日証券	0	308,700	121,300	101,300

2. ダントーホールディングス株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年10月17日 午前9時0分42秒 ~ 平成29年10月17日 午後1時42分5秒	日証券	0	100,000	78,000	70,000

3. 桂川電機株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年10月25日 午前9時0分27秒 ~ 平成29年10月25日 午後2時54分17秒	日証券	0	44,000	45,000	40,000

4. 児玉化学工業株式会社

(単位:株)

違反行為期間 (始期) (終期)	証券会社	委託株数		売買株数	
		売付	買付	売付	買付
平成29年9月12日 午前10時13分39秒 ~ 平成29年9月12日 午後1時7分13秒	日証券	0	138,000	62,000	42,000
	日証券	120,000	0	30,000	30,000
	合計	120,000	138,000	92,000	72,000

(別紙2)

別紙1の別表に掲げる事実につき

1. 新都ホールディングス株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、121,300株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量101,300株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(148円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量20,000株を加えた121,300株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(121,300株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(157円×20,000株+158円×54,200株+159円×39,700株
+160円×7,400株)

－ (148円×20,000株+153円×13,900株+154円×26,100株
+156円×40,000株+157円×20,400株+158円×900株)

= 508,800円

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額508,800円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、500,000円となる。

2. ダントーホールディングス株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、78,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量70,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(185円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量10,000株を加えた80,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(78,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

(184円×3,000株+186円×41,000株+187円×14,000株)

$$\begin{aligned}
& +188 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} + 189 \text{ 円} \times 11,000 \text{ 株} \\
- & (183 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 184 \text{ 円} \times 32,000 \text{ 株} + 185 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} \\
& + 186 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 187 \text{ 円} \times 23,000 \text{ 株}) \\
= & 118,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

及び

② 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量(80,000株)が、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量(78,000株)を超えていることから、当該違反行為が終了してから1月を経過するまでの間の各日における当該違反行為に係る有価証券の売付け等についての法第67条の19又は第130条に規定する最高の価格のうち最も高い価格(171円)に当該超える数量2,000株(買付け等の数量80,000株－売付け等の数量78,000株)を乗じて得た額から、当該超える数量に係る有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (171 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\
- & (166 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\
= & 10,000 \text{ 円}
\end{aligned}$$

の合計額128,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、120,000円となる。

3. 桂川電機株式に係る取引について

当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、45,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量40,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(190円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量5,000株を加えた45,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(45,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned}
& (191 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 192 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 193 \text{ 円} \times 4,000 \text{ 株} \\
& + 197 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 198 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 199 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} \\
& + 202 \text{ 円} \times 8,000 \text{ 株} + 203 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株} + 204 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} \\
& + 205 \text{ 円} \times 2,000 \text{ 株}) \\
- & (190 \text{ 円} \times 10,000 \text{ 株} + 191 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 193 \text{ 円} \times 3,000 \text{ 株} \\
& + 194 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株} + 195 \text{ 円} \times 9,000 \text{ 株} + 196 \text{ 円} \times 1,000 \text{ 株}
\end{aligned}$$

$$\begin{aligned} & +197 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} + 198 \text{ 円} \times 5,000 \text{ 株} \\ & = 240,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額240,000円となる。

4. 児玉化学工業株式に係る取引について

(1) 当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の売付け等の数量は、92,000株であり、当該違反行為に係る自己の計算による有価証券の買付け等の数量は、実際の買付け等の数量72,000株に、法第174条の2第8項及び金融商品取引法施行令第33条の13第1号の規定により、違反行為の開始時にその時における価格(100円)で買付け等を自己の計算においてしたものとみなされる当該違反行為の開始時に所有している有価証券の数量20,000株を加えた92,000株であることから、

① 当該違反行為に係る有価証券の売買対当数量(92,000株)に係るものについて、自己の計算による当該有価証券の売付け等の価額から、自己の計算による当該有価証券の買付け等の価額を控除した額

$$\begin{aligned} & (101 \text{ 円} \times 30,000 \text{ 株} + 103 \text{ 円} \times 22,000 \text{ 株} + 105 \text{ 円} \times 40,000 \text{ 株}) \\ & - (96 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 98 \text{ 円} \times 15,000 \text{ 株} + 100 \text{ 円} \times 42,000 \text{ 株} \\ & \quad + 102 \text{ 円} \times 13,000 \text{ 株} + 103 \text{ 円} \times 7,000 \text{ 株}) \\ & = 339,000 \text{ 円} \end{aligned}$$

及び

② 当該超える数量が0株であることから、0円の合計額339,000円となる。

(2) 法第176条第2項の規定により、上記(1)で計算した額の1万円未満の端数を切捨て、330,000円となる。

5. 上記、1. ないし4. により算定した額の合計

$$\begin{aligned} & 500,000 \text{ 円} + 120,000 \text{ 円} + 240,000 \text{ 円} + 330,000 \text{ 円} \\ & = 1,190,000 \text{ 円} \end{aligned}$$